〇埼玉県警察職員民間企業等研修実施要綱

平成15年8月28日

教 第 1230号

警察本部長

埼玉県警察職員民間企業等研修実施要綱の制定について (通達)

この度、警察職員の実務能力の向上を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 15年8月28日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察職員民間企業等研修実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察の職員に職務遂行上必要な知識及び技能を習得させ、より一層 効果的な警察運営に資するため、職員を民間企業等(以下「企業等」という。)において研 修させることについて必要な事項を定めるものとする。

第2 研修期間及び形態

1 研修期間

研修期間は、1年以内とする。ただし、警察本部長(以下「本部長」という。)が、この研修の目的を達成するために必要があると認めるときは、研修先の企業等と協議の上、 1年を超える研修期間を定め、又は研修期間を延長することができる。

2 研修形態

この要綱により企業等で研修する職員(以下「研修生」という。)は、研修日において当該研修のための旅行を行うものとする。

第3 研修生の選考

1 研修対象者

研修対象者は、警部(同等の職にある一般職員を含む。)以下の職員とする。ただし、 企業等との協議により必要があると認めるときは、その他の職員についても、研修させる ことができる。

- 2 研修候補者の選考
- (1) 研修内容に係る業務を担当する課長(以下「業務担当課長」という。)は、企業等への研修を行う必要があると認めるときは、適任者を選考し、民間企業等研修候補者 名簿(別記様式)を作成の上、総務部財務局会計課長(以下「会計課長」という。)、 警務部警務課長、同部監察官室長及び同部教養課長と協議する。
- (2) 業務担当課長は、前記の協議の結果を踏まえ、研修候補者として決定する。
- 3 研修生の決定

本部長は、研修候補者の同意を得て、研修生として決定する。

- 一部改正〔平成19年第2537号〕
- 第4 研修生の給与、勤務条件等

- 1 研修生の給与、時間外勤務その他の勤務条件及び旅行
- (1) 研修期間中における研修生の給与、時間外勤務その他の勤務条件は、他の研修と同様とする。
- (2) 研修生が、自宅から研修先の企業等へ旅行する場合は、当該企業等を勤務公署とみなした場合に支給されることとなる通勤手当の額に相当する額を旅費として支給する。
- 2 勤務時間及び週休日等
- (1) 研修生は、勤務時間及び週休日については、研修先の企業等の規程に従うこととする。
- (2) 県の規程により勤務を要することとされている日が、研修先の企業等では勤務を要しない日とされている場合は、所属長は、勤務を命ずることができる。
- 3 休暇の届出・承認等
- (1) 休暇の届出・承認等

研修生の休暇等の届出・承認・許可並びに旅行、休日及び時間外勤務の命令は、研修先の企業等の職員のうち、当該企業等の指定する者を経由して所属長が行う。

(2) 休暇等

研修先の企業等の規程が県の規程と相違している場合でも、県の規程により処理するものとする。

4 費用負担

研修生が研修先の企業等において研修中に要する費用については、あらかじめ業務担当 課長が当該企業等と協議した結果に基づき、会計課長と協議するものとする。

5 災害補償

当該研修中における研修生の災害については、地方公務員災害補償法(昭和40年法律第 121号)の規定を適用する。

第5 研修先企業での遵守事項

1 守秘義務

研修生は、研修先の企業等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 企業の指示に服する義務

研修生は、当該研修中においては、研修先の企業等の職員のうち、当該企業等の指定する者の指示に従うこととするが、当該指示が地方公務員法等に抵触するおそれがある場合

は、所属長に報告の上、所属長の指示に従うものとする。

第6 報告等

- 1 出勤等の報告
- (1) 研修生の出勤等の把握については、研修先の企業等の職員の例により行う。
- (2) 業務担当課長及び所属長は、必要があると認めるときは、研修先の企業等から研修生の出勤等の報告を求める。
- 2 研修状況の報告
- (1) 業務担当課長及び所属長は、研修中における研修状況を研修生に報告させるものとする。
- (2) 業務担当課長及び所属長は、必要があると認めるときは、研修先の企業等から研修生の研修状況の報告を求めるものとする。

第7 協議事項

1 研修先の企業等との協議

この研修の研修生の取扱いに関し、この要綱により難い場合は、本部長が研修先の企業 等の代表者と協議して、別に定めることができる。

2 協定書の締結

研修を委託するに際し、研修の細部事項について、研修先の企業等と委託協定書を締結 するものとする。

第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、この研修の実施に関し必要な細目的事項は、別に定める。 実施日

この通達は、平成15年8月28日から実施する。

実施日(平成19年9月25日務第2537号)

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

【別記様式省略】